

N協第3021号  
平成30年3月27日

横浜市都筑区茅ヶ崎中央30番14号  
特定非営利活動法人WE21ジャパン都筑  
代表運営委員 海田 祐子 様

神奈川県知事



神奈川県指定特定非営利活動法人として指定された旨の通知書

貴法人については、平成30年4月1日付けで地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例が施行され、神奈川県指定特定非営利活動法人として指定の有効期間が更新されますので通知します。  
なお、条例改正後においても更新前に指定を受けた期間は有効となります。

記

更新後の指定の効力を生じた日	平成30年4月1日
更新後の指定の有効期間	平成30年4月1日 から 平成35年3月31日まで
更新後の寄附金の控除対象期間	平成30年4月1日 から 平成35年3月31日まで

※更新前の指定の有効期間：平成25年3月26日から平成30年3月31日  
※更新前の寄附金控除対象期間：平成25年1月1日から平成30年3月31日